

## 第2回医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議 次第

日時：平成29年(2017年)2月8日(水) 10:00～12:00

場所：滋賀県庁北新館5-A会議室

### 1 開会

### 2 議題

- ・医療的ケア児童生徒保護者支援実証研究の成果と課題について
- ・今後の方向性について

### 3 閉会

#### 【配付資料】

- 資料1 医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議設置要綱
- 資料2 医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議委員名簿
- 資料3 医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議公開方針
- 資料4 医療的ケア児童生徒保護者支援実証研究 中間実績報告
- 資料5 実証研究日程一覧表

## 医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議設置要綱

## (設置等)

第1条 医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「要医療的ケア児童生徒」という。）の送迎における保護者の負担軽減に向けて、どのような方法が可能か取組の方向性を探るため、医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議（以下「研究会議」という。）を設置する。

- 2 研究会議は、次に掲げる事項について研究を行うものとする。
  - (1) 要医療的ケア児童生徒の通学にかかる保護者支援に関すること
  - (2) 要医療的ケア児童生徒の通学にかかる保護者支援の実証研究に関すること
  - (3) その他研究会の設置の目的達成のために必要な事項

## (構成)

第2条 研究会議は、12人以内の委員で構成する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、滋賀県健康医療福祉部長（以下「健康医療福祉部長」という。）および滋賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が協議の上、選任する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 医療関係者
  - (3) 福祉関係者
  - (4) 関係行政職員
  - (5) 学校関係者
  - (6) その他適当と思われる者

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、選任された日から平成29年3月31日までとする。

## (座長)

第4条 研究会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、研究会議の委員として会議の進行を行う。

## (会議)

第5条 研究会議は、健康医療福祉部長および教育長が招集する。

- 2 研究会議は、公開とする。ただし、健康医療福祉部長および教育長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 健康医療福祉部長および教育長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## (運営)

第6条 研究会議の運営に必要な事務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課および滋賀県教育委員会事務局学校支援課において処理する。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会議の運営に関し必要な事項は、健康医療福祉部長および教育長が定める。

## 付 則

- 1 この要綱は、平成28年5月12日から施行する。

## 医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議委員名簿

氏名	所属	職
市川 忠稔	県健康医療福祉部障害福祉課	課長
宇田 達夫	滋賀県町村会 (日野町福祉課)	課長
太田 吉明	滋賀県市長会 (栗東市健康福祉部障がい福祉課)	課長
口分田 政夫	びわこ学園医療福祉センター草津	施設長
古株 ひろみ	滋賀県立大学人間看護学部	教授
多久島 尚美	訪問看護ステーション連絡協議会 (訪問看護ステーション ちょこれと)	所長
竹村 元嗣	滋賀県都市教育長会 (湖南市教育委員会学校教育課)	課長
中島 秀夫	滋賀県障害者自立支援協議会	事務局長
成宮 弘幸	滋賀県町村教育長会 (豊郷町教育委員会学校教育課)	課長
橋本 章二	県立特別支援学校校長会 (滋賀県立草津養護学校)	学校長
村井 龍治	龍谷大学社会学部	学部長
森 由利子	県教育委員会学校支援課 特別支援教育室	室長

アイウエオ順（敬称略）

## 医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議 公開方針

## 第1 趣旨

この方針は、医療的ケア保護者支援研究会議（以下、「研究会議」と言う。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 会議の公開・非公開の取扱い

- 1 研究会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあっては、研究会議を非公開とすることができる。
  - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について意見を述べる場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な意見聴取に支障が生じるおそれがあると認められる場合

## 第3 会議の開催の周知

研究会議は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ会議開催案内を作成し、原則会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

## 第4 公開の方法等

研究会議の公開方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

## 1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長（以下、「障害福祉課長」と言う。）および滋賀県教育委員会事務局学校支援課長（以下、「学校支援課長」と言う。）が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっては、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。
- (3) 会議の一部を非公開とする場合、障害福祉課長および学校支援課長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。
- (4) 傍聴者は、抽選により決定する。ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、定員内で先着順により決定する。
- (5) 障害福祉課長および学校支援課長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

## 2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において会議概要を作成し、原則として1か月以内に会議資料とともに県民活動生活課県民情報室に送付して閲覧に供するものとし、併せて必要に応じ報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。ただし、個人名等公開することが不適当と認められる事項については、公開しないこととすることができる。

## 第5 その他

本方針に定めのない事項は、障害福祉課長および学校支援課長が必要の都度定めるものとする。

## 平成 28 年度 医療的ケア児童生徒保護者支援実証研究 中間実績報告

(平成 29 年 1 月末現在)

1 委託事業所(訪問看護ステーション)

- (1) 株式会社びわこナーシング (訪問看護ステーション オリーブ)  
(実施児童生徒数) 4 名  
(契約日) 平成 28 年 6 月 1 日 (2 名)、9 月 26 日 (1 名)、10 月 11 日 (1 名)  
(送迎開始) 平成 28 年 7 月 11 日  
(必要な医療的ケア) 喀痰吸引、人工呼吸器管理、急変時対応等
- (2) 社会福祉法人びわこ学園 (訪問看護ステーション ちょこれーと)  
(実施児童生徒数) 2 名  
(契約日) 平成 28 年 6 月 1 日 (1 名)、9 月 30 日 (1 名)  
(送迎開始) 平成 28 年 10 月 17 日  
(必要な医療的ケア) 喀痰吸引、人工呼吸器管理、急変時対応等
- (3) 訪問看護ステーションふれんず株式会社 (訪問看護ステーションふれんず)  
(実施児童生徒数) 1 名  
(契約日) 平成 28 年 8 月 22 日 (1 名)  
(送迎開始) 平成 28 年 9 月 9 日  
(必要な医療的ケア) 喀痰吸引、急変時対応
- (4) 社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 滋賀県済生会 (滋賀県済生会訪問看護ステーション)  
(実施児童生徒数) 2 名  
(契約日) 平成 28 年 10 月 17 日 (2 名)  
(送迎開始) 平成 28 年 11 月 16 日  
(必要な医療的ケア) 喀痰吸引、急変時対応
- (5) 医療法人 青葉会 (訪問看護ステーション さと水口)  
(実施児童生徒数) 2 名  
(契約日) 平成 28 年 10 月 17 日 (2 名)  
(送迎開始) 平成 28 年 11 月 24 日  
(必要な医療的ケア) 喀痰吸引、人工呼吸器管理、急変時対応等
- (6) 公立甲賀病院組合 (公立甲賀病院訪問看護ステーション)  
(実施児童生徒数) 1 名  
(契約日) 平成 28 年 10 月 11 日 (1 名)  
(送迎開始) 平成 28 年 10 月 27 日  
(必要な医療的ケア) 喀痰吸引、急変時対応

## 2 関係者からの感想・意見

### (1) 訪問看護ステーション

- ・ 事業実施当初は、緊急事態の発生に備えて、送迎終了予定時間より多めに担当看護師のシフトを空けて対応していた。
- ・ 以前から訪問看護を行っていたからスムーズに入れたが、初めてのケースでこの事業の利用となると、ふだんの様子がわからず大変だと思う。
- ・ 移動支援事業所から時間に迎えに来てもらい、終わった後も事業所まで送ってもらえたのでありがたかった。
- ・ 保護者や移動支援事業所との連絡調整等は、特に負担がなかった。
- ・ 車両が狭いと覗きこまないと表情がわからない。向かい合ってケアができるとよい。
- ・ 運転手さん一人での判断や対応は難しい場合がある。医療的ケアが必要な時でも、見過ごしてしまわれることがあるのではないか。このような小さなことから、状態が下降していくことも考えられる。
- ・ 小さなことや気づかなかったことに、気を配ることができることから、学校の先生方との情報交換が重要だと感じた。
- ・ 学校看護師や担任との連携はとてもスムーズで問題はない。聞いたことを保護者に伝えている。
- ・ 市福祉課へのサービス利用申請手続きの手順や時期が明確に保護者に伝わっていなかった。保護者負担を少なくすることが必要である。
- ・ 自宅と学校が近く、ニーズが低い実証研究が進んでいない事例がある。将来的に制度化した場合、通学距離や時間、家庭の状況等により使う人、使わない人それぞれ出てくるだろう。どうしてもお願いしたいと言われる日もあるかもしれない。保護者が本当に困った時に使えるものになるとよい。
- ・ 訪問看護ステーションが行くことについて、大きな負担はない。自分の事業所のことだけではなく、地域のことも考えていきたい。地域を支えようと思っている訪問看護ステーションや看護師はいる。
- ・ 看護師を雇用している移動支援事業所に委託する方法や病院に委託する方法も可能だと思う。

### (2) 移動支援事業所等

- ・ 本来業務に加えて新たな事業を展開できていることが成果である。
- ・ 学校の校時変更などがあり、通常と違う送迎時間となる場合の調整を早めに行いたい。
- ・ 特に問題なく行けている。訪問看護ステーションとの連絡調整もスムーズで問題ない。
- ・ 同一日時の同一時間に複数名のサービスを提供することは困難である。
- ・ 今後、継続して実施する際には、事業所としての体制整備が必要である。
- ・ 利用者はもちろんだが看護師さんも乗せているので責任の重さがある。
- ・ 大きい車限定なので、運転手が限られ、利用日も限定された。
- ・ 軽自動車では医療的ケアのある子どもさんは揺れが大きいことや、車椅子が合わないものがあって難しい。
- ・ 通学の支援ができるようになると良いと思うが、1人対1車では、難しいのではないだろうか。2人～3人で看護師が1人同乗し、ワゴン車での送迎が良いのではないか。

- ・ 市町によって移動支援事業の単価が違うので、市町で単価の差がないようにしてほしい。
- ・ 市町によって、利用区分が身体介護だったり移動支援だったりする。通学支援も障害福祉サービスの対象にして身体介護で統一した方がよい。
- ・ 県のパイロット事業であり、研究事業ということで協力しようと考えているが、本格実施になったときにはへき地手当等を考えてもらわないと協力できない。
- ・ 送迎距離が長く、1回の送迎に要する時間が長くなるのに報酬として支払われる時間が短いため採算が取れない。

### (3) 保護者

- ・ 事業の実施の有無で子どもの体調に変化は特にならない。
- ・ 初日の朝、家を出る時は、子どもの眼の開きが大きく感じた。また、帰宅後は普段より入眠しにくかった。普段と違う登校に緊張していたと思う。
- ・ 登下校とも送迎してもらった際は身体が非常に楽だった。
- ・ 看護師が同乗してくださることで、吸引などにすぐに対応してもらえて安心である。
- ・ 移動支援事業所も訪問看護ステーションも慣れた事業所なので安心してお願いできた。
- ・ 初めて利用する訪問看護ステーションだったが、これまでから学校での宿泊行事の時などにも来られていた看護師さんだったので安心できた。
- ・ 実証研究の送迎で帰宅後に、引き続いて入浴サービスがある場合など、事業所が違うため、看護師やヘルパーが入れ替わることが申し訳なく感じる。
- ・ 発作が起きた時は、看護師さんも運転手さんも対応が大変だろうと思う。
- ・ 子どもを自宅から送り出し、帰りを待つことの喜びを感じるとともに、生活に余裕が出た。
- ・ 今後も実証研究を継続して実施してほしい。
- ・ 実施地域が広がってほしい。県北部でも実施できるとよいと思う。
- ・ 必要な時にだけ、すぐに頼んですぐに利用できるのととてもありがたい。
- ・ もっと多く使えて、定期的に利用できるとうありがたい。
- ・ 全10回については、もっと多く欲しいと思う反面、負担も増加するので微妙なところ。
- ・ 現在は、放課後等デイサービスを利用しているので、下校時はそれほど利便性を感じなかった。
- ・ 前年度から継続して実施する場合に、主治医の指示書取得の手続きを簡略化してほしい。

## 3 主治医（小児科専門医）への聞き取り

主治医の所属医療機関	対象児童数	主治医数
県立小児保健医療センター	10	5
滋賀医科大学医学部附属病院	1	1
彦根市立病院	1	1

### 【対象児童のケアの必要性】

#### 常時人工呼吸器を装着している児童（4名）

- ・ 人工呼吸器の調整や全身状態の観察等が必要・・・3名

#### 夜間または体調不良時のみマスク型の人工呼吸器を装着している児童（5名）

- ・ 通学途中については、限定的なケア(吸引)のみ必要・・・3名
- ・ 通学途中については、特にケアを必要としない可能性が高い・・・2名

#### 人工呼吸器の装着の無い児童（3名）

- ・ てんかん発作後のケアが必要・・・1名
- ・ 通学途中については、限定的なケア(吸引)のみ必要・・・1名
- ・ 通学途中については、特にケアを必要としない可能性が高い・・・1名

### 【病院（主治医）の受診頻度】

#### 常時人工呼吸器を装着している児童（4名）

- ・ 月2回受診・・・3名
- ・ 月1回受診・・・1名

#### 夜間または体調不良時のみマスク型の人工呼吸器を装着している児童（5名）

- ・ 月1回受診・・・5名

#### 人工呼吸器の装着の無い児童（3名）

- ・ 月1回受診・・・2名
- ・ 風邪等必要時のみ受診・・・1名

### 【関係機関との連携】

- ・ 聞き取りを行った医師7名（対象児12名）のうち、こちらから他院への情報提供について可能かどうか確認をした医師6名（対象児11名）については、全員情報提供は可能とのことであった。
- ・ 緊急時に受入れてもらいやすくするため、事前に受診をしておく、緊急時対応依頼の紹介状を主治医に書いてもらっておく等、家族が事前に工夫できる方法も提示いただけた。
- ・ すでに地域の往診医と連絡を取り合いながら診療されている主治医もいた。
- ・ 重症心身障害児の診療に不慣れな病院が多く、そういった医療機関との連携が課題と感じている医師がいた。
- ・ 聞き取りを行った医師7名中2名からは、今回の聞き取り対象の児童以外の児への支援をしてほしいとのお話があった。

## 4 成果と課題

- ・ 実証研究が新規の3市町を含めて6市町に広がった。
- ・ 各市町の意向を確認し順次委託契約を行うことで、これまでより早い時期から長いスパンでの実証研究が実施できている。
- ・ 複数の医療機関にかかっている児童生徒について、緊急時の体制確保に向けた地域の医療機関との連携についての事例検討ができた。
- ・ 近隣の医療機関にかかれるよう、対応を検討しておくことが必要
- ・ 制度化が可能となる条件整理が必要



## 5 平成 29 年度の方向性

- ・ 事業名称を「医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業」に変更する。
- ・ 市町への意向確認を行い、未実施の市町を中心に実証研究を行う。
- ・ 平成 29 年度の実証研究事業を早期に開始できるよう、市町との調整を進める。
- ・ 実証研究と実務者会議を通じて、地域の実情に応じた実施方法等を検討する。

医療的ケア児童生徒保護者支援研究事業 実証研究日程一覧表

資料5

市町名	対象	7月	9月	10月	11月	12月	1月	訪問看護ステーション	移動支援事業所・福祉有償運送事業所
近江八幡市	A			①18日(火)下校		②14日(水)下校	③17日(火)登校 ④17日(火)下校 ⑤18日(水)下校 ⑥25日(水)下校	訪問看護ステーション オリーブ	さぼーと楽
	B	①11日(月)下校 ②12日(火)下校						訪問看護ステーション オリーブ	さぼーと楽
守山市	C			①14日(金)登校 ②24日(月)登校	③2日(水)下校 ④15日(火)下校	⑤20日(火)登校	⑥27日(金)登校 ⑦31日(火)登校	訪問看護ステーション ちょこれーと。	ちょこれーと
	D				①1日(火)下校 ②15日(火)下校	③6日(火)下校 ④13日(火)登校 ⑤13日(火)下校 ⑥20日(火)下校	⑦31日(火)下校	訪問看護ステーション オリーブ	スマイルフレンズ
	E					①15日(木)登校 ②21日(水)登校 ③22日(木)登校	④20日(金)登校 ⑤23日(月)登校 ⑥25日(水)登校 ⑦27日(金)登校 ⑧30日(月)登校	済生会 訪問看護ステーション サテライト守山	ライフサポート「ナナ」
湖南市	F			①17日(月)下校 ②31日(月)下校	③1日(火)登校 ④17日(木)登校	⑤19日(月)下校 ⑥20日(火)登校	⑦23日(月)登校	訪問看護ステーション ちょこれーと。	ちょこれーと
栗東市	G				①16日(水)登校 ②30日(水)登校 ③30日(水)下校	④7日(水)登校 ⑤7日(水)下校 ⑥14日(水)登校	⑦18日(水)登校 ⑧18日(水)下校 ⑨27日(金)登校 ⑩27日(金)下校	済生会 訪問看護ステーション	ちょこれーと
甲賀市	H				①24日(木)登校 ②24日(木)下校		③20日(月)登校 ④20日(月)下校	訪問看護ステーション さと水口	しがらき会
	I					②6日(火)登校 ③6日(火)下校 ④9日(金)登校 ⑤9日(金)下校		訪問看護ステーション さと水口	るりこう園
	J			①27日(木)下校	②10日(木)下校 ③17日(木)下校 ④24日(木)下校	⑤1日(木)下校 ⑥8日(木)下校 ⑦15日(木)下校	⑧12日(木)下校 ⑨19日(木)下校 ⑩26日(木)下校	公立甲賀病院 訪問看護ステーション	るりこう園
	K			①31日(月)下校	②11日(金)登校 ③11日(金)下校 ④14日(月)登校 ⑤14日(月)下校 ⑥21日(月)登校 ⑦21日(月)下校	⑧2日(金)下校 ⑨5日(月)登校 ⑩5日(月)下校		訪問看護ステーション オリーブ	るりこう園
豊郷町	L		①9日(金)下校 ②12日(月)下校 ③21日(水)下校	④7日(金)登校 ⑤7日(金)下校 ⑥11日(火)下校 ⑦21(金)日登校 ⑧21(金)日下校	⑨18日(金)登校 ⑩25日(金)登校		訪問看護ステーション ふれんず	愛・ライブ	